

選挙制度と政党システム研究

——「デュヴェルジェの法則」から制度間不均一まで——

小川 寛 貴

はじめに

選挙制度は政治過程の様々な側面に影響を与えるという意味で、極めて重要な政治制度の一つである。特に選挙制度が政党システムに与える影響については、これまで数多くの知見が蓄積されてきた。中でも「小選挙区制は2大政党制を促し、比例代表制は多党制を促す」という「デュヴェルジェの法則」(Duverger 1954)は、選挙制度と政党システムの関係性を明瞭に示しており、以後の研究のみならず現実の選挙制度設計や選挙制度改革論にも大きな影響を与えている。

本論文では、デュヴェルジェの法則を起点とする選挙制度と政党システムに関する一連の研究のレビューを行う。その際、本論文では選挙制度不均一という近年の研究で注目されはじめた視点を導入した研究を中心にレビューする。選挙制度不均一とは、1国内に複数の選挙制度が併存する状態を指す(小川 2017)。選挙制度不均一のうち、選挙ごとに制度が異なる状態を本論文では「制度間不均一」と呼び、制度間不均一に焦点を絞ったレビューを行う¹。制度間不均一は、選挙制度と政党システムの分析において重要な概念であるとともに、複数の選挙制度間関係性も考慮に入れるという意味で制度設計上も重要な概念である。

デュヴェルジェの法則や法則をより一般化させた「M+1ルール」(Reed 1990, Cox 1997)では、制度間不均一は議論の射程外に置かれている。1国内で実施される選挙の種類は1つではないため、選挙によっては選挙制度が異なる可能性があり、国内には複数の選挙制度が存在しうる。実際、地方選挙まで含めて全ての選挙制度が統一されて

いるケースは極めて稀である。

複数の選挙制度が1国内に存在する場合、政党や有権者といったアクターは複数の選挙制度に直面する。各選挙制度が付与する制度的インセンティブが異なるのであれば、同一のアクターであってもそれぞれの制度下での行動は異なる。さらに、ある制度下での行動は、別の制度下の行動にも影響を与えると考えられる(前田 2007)。

以上のことから、デュヴェルジェの法則以来の一連の研究のように、選挙制度とアクターの間を1対1で考えるのではなく、同一のアクターが直面する複数の選挙制度の存在を考慮する必要がある。この意味で、国内に存在する選挙制度の一致、不一致を問う制度間不均一を議論する価値があると考えられる。

本論文では、日本を舞台とした制度間不均一研究のレビューに力点を置く。その理由は、日本の制度間不均一には分析上の大きな利点があるからである。日本には、後に述べるように不均一選挙区と均一選挙区が併存している。この特徴は不均一選挙区と均一選挙区の比較を通して、制度間不均一の影響を分析することを可能とする。それゆえ、日本を対象とした分析から、理論的にも実証的にも制度間不均一研究を発展させられる可能性がある。そこで本論文では、制度間不均一分析の理想的なケースの一つである日本について、どのような視点から分析がなされて何が明らかにされているのか、どのような今後の研究の方向性が考えられるのかを検討することを最終的な目的とする。

本論文の構成は、以下の通りである。第1節では、選挙制度と政党システム研究の理論的な起点であるデュヴェルジェの法則とその発展を概観した後に、選挙制度不均一の視点が導入された研究を紹介する。第2節では、制度間不均一に対する

問題意識が比較的高いと考えられ、分析対象としての利点を備えている日本を対象とした制度間不均一研究のレビューを行う。第3節では、日本における制度間不均一研究の特徴をまとめた上で、その問題点と今後の方向性を議論する。

第1節 選挙制度と政党システム研究

本節では、デュヴェルジェの法則から選挙制度不均一研究までの議論を簡単に紹介する。第1項では、選挙制度と政党システムの間接的な関係性を考える上で基礎となるデュヴェルジェの法則および法則を一般化させたM+1ルールを紹介する。第2項では、選挙制度不均一概念の定義を行った後に、後にレビューする日本以外を対象とした制度間不均一を扱った先行研究を概観する。

第1項 「デュヴェルジェの法則」から「M+1ルール」まで

デュヴェルジェの法則とは、Duverger (1954)で提示された選挙制度と政党システムの間接的な関係に関する以下の3つの命題のことである (Duverger 1954: 205)。第1に、比例代表制は、堅固で独立的な安定した多党制を促す。第2に、2票制の多数代表制は、柔軟で相互依存的かつ比較的安定した多党制を促す。第3に、1票制の単純多数代表制 (小選挙区制: SMDP) は、独立した主要な政党間での政権交代可能な2大政党制を促す。本論文では、記述および議論の便宜上、デュヴェルジェの各法則を上記の順番通りに第1法則、第2法則、第3法則と呼ぶ。

一般的には、比例代表制に関する第1法則とSMDPに関する第3法則が取り出されて、「比例代表制が多党制をもたらす、小選挙区制 (SMDP) が2大政党制をもたらす」という命題として知られている。もっとも、法則と称されてはいるものの、デュヴェルジェ自身は第1法則と第2法則は法則ではなく仮説と見なしていた (Riker 1982: 758)。これを受けてRiker (1982)は、第3法則をデュヴェルジェの法則 (Duverger's law) と呼ぶ傍ら、第1法則と第2法則はデュヴェルジェの仮説 (Duverger's hypothesis) と呼び分けてい

る。デュヴェルジェ自身も、後の論文で法則と仮説の相違を強調している (Duverger 1986: 69)。本論文ではSartori (1986)に倣って、デュヴェルジェの法則は傾向法則 (tendency law) であるという認識に立ち、こうした呼び分けは行わない。したがって、「法則」という語句は保ちながら、それぞれを第1法則、第2法則、第3法則という呼称で統一する。

デュヴェルジェの法則が成立するメカニズムは何か。第1法則と第3法則が成立するメカニズムとして、デュヴェルジェは機械的要因 (mechanical factor) と心理的要因 (psychological factor) を挙げている (Duverger 1954: 224)。機械的要因とは、選挙制度の議席換算方式それ自体が持つ、第3政党以下を過小代表する機能を指す。すなわち、第3党以下の議席率は得票率よりも低くなる、ということである。例えばSMDPは、3乗比の法則あるいは3乗法則として知られているように、第1党を過剰代表し、それ以外を過小代表する傾向がある。3乗比の法則とは、SMDP下で政党が獲得する議席数は両党の得票率の3乗に比例するという法則であり、Kendall and Stuart (1950)によって実証された。こうした制度では、機械的要因の作用は強い。

もう1つのメカニズムである心理的要因とは、機械的要因として表われる選挙制度の特徴が、有権者や政党、政治家に第3党以下を見捨てさせる作用である。有権者の視点からは、SMDPのように小政党の当選が困難な選挙制度の下では、自分が第3党以下に投票してもその票は死票になると分かっている。合理的な有権者が選挙結果に影響を与えない死票を嫌うとすれば、自分の一票が死票にならないように投票するであろう。したがって、SMDP下で選挙に勝つ見込みのある第1党と第2党のうち、次善の政党に投票することになる。このようにして、第3党以下の政党に投票したいと思った有権者は、その政党に投票 (誠実投票: sincere voting) するのではなく、次善の政党へと投票 (戦略投票: strategic voting) するのである。政治家の視点からしても、選挙制度の特徴から自身が過小代表され、有権者が戦略投票すると分かっていたら、第3党以下を見捨てる判断をする。当選見込みのない第3党以下の政党から出馬するのではなく、当選見込みのある第

1党か第2党からの出馬が、当選に向けては合理的な行動となるからである。

以上の2つの要因により、SMDPの下では有権者も候補者も第3党以下を見捨てるため、第1党と第2党に候補者と得票が集中する。SMDPの第3党以下を過小代表する機能が基となり、SMDPが2大政党制をもたらすという第3法則が導かれるのである。逆に、第3党以下の過小代表の度合いが低い比例代表制では、前述の機械的要因と心理的要因は相対的に働きが弱くなることになる。特に心理的要因に関しては、有権者も候補者も第3党以下を当選見込みがないからといって見捨てる動機が弱くなる。それゆえ、ここから比例代表制が多党制をもたらすという第1法則が導かれるのである。

ただし、こうした法則群とメカニズムはデュヴェルジェが初の発見者ではない。Riker (1982)によれば、1869年のドループ (Henry Richmond Droop)²の記述が、第3法則の初出だとされている。そのほかにも、ライカーが紹介しているように、第3法則に関してはFriedrich (1937)やSchattschneider (1942)が、デュヴェルジェと類似した法則とメカニズムを提示している (Riker 1982: 757-758)。例えばシャットシュナイダーは、小政党を過小代表するSMDPの機械的要因の存在を示唆していた (Schattschneider 1942: 75)。また、Mill (1865)やBagehot (1867)においても、SMDPと2大政党制との親和性は明確に意識されており、早くから第3法則の存在は示唆されていた。

これらDuverger (1954)以前の発見を踏まえた上でのデュヴェルジェの業績を、ライカーは以下の2点にまとめている (Riker 1982: 758)。1点目は、混同されていた法則 (第3法則) と仮説 (第1法則) の間の相違を明確にした点である。2点目は、デュヴェルジェの法則を裏付ける多くの歴史的な証拠を提示した点である。ライカーの見解を踏まえると、デュヴェルジェの法則は、選挙制度と政党システムとの関係を、メカニズムも含めてはじめて体系的に提示し実証したものと言えるであろう。

デュヴェルジェの法則には、因果関係の妥当性や適用レベルの問題など、多くの批判が提示されてきた³。しかし一方では、方法論の発展に伴っ

てデュヴェルジェの法則の妥当性が実証されてきた。デュヴェルジェ自身による実証は、主に歴史的な根拠に依っており、分析の対象となる国も限られていた。統計分析手法や新たな指標の開発に伴い、原典では必ずしも十分ではなかったデュヴェルジェの法則の実証研究が進展した。

初期の実証研究であるGrumm (1958)は、イギリスやベルギーのデータを用いて、機械的要因の存在を得票率と議席率の比較から示した。Rae (1967)は、より広範な国家のデータを扱い、SMDPを採用する多くの国で2大政党制が成立していることを確認し、デュヴェルジェの法則に実証的な裏付けを与えた。同時に、程度の差はあれ、全ての選挙制度は大政党を過剰代表していることを明らかにした。さらにその後、Laakso and Taagepera (1979)が有効政党数⁴の指標を開発すると、選挙制度が有効政党数に与える影響がさらに盛んに研究されるようになった。

デュヴェルジェの法則の実証研究の蓄積の傍ら、法則をより一般化した「M+1ルール」が発見された。Reed (1990)は、日本の中選挙区制下の選挙データから、各選挙区の競争的な候補者数 (有効候補者数) がM (District Magnitude: 選挙区定数) + 1人になることを明らかにした。すなわち、選挙区定数Mが2である場合、3 (2 + 1)人が競争的な候補者数となる。この法則が、M+1ルールである。M+1ルールからすると、デュヴェルジェの第3法則はM=1である場合に有効候補者数が2になるというケースに他ならない。第3法則ではM=1の特殊ケースが扱われていたが、M+1ルールはあらゆる選挙区定数に応用可能である。M+1ルールは選挙区定数の重要性⁵を示唆すると同時に、選挙区レベルにおいてデュヴェルジェの法則の一般化に成功した。

M+1ルールはその後、Cox (1994)が数理モデルを用いて証明し、Cox (1997)でさらなる理論、実証の発展と一般化がなされた。特にCox (1997)では相対多数制以外の制度、例えば定数が小さい比例代表制⁶でもM+1ルールが適用可能であることが示され、M+1ルールの適用範囲はさらに拡大した⁷。デュヴェルジェの法則に始まった選挙制度と政党システムの実証分析は、1990年代に確立したM+1ルールで一応の結実をみたと言っても過言ではないだろう。

第2項 制度間不均一と政党システム

前項では選挙制度と政党システムの研究を概観してきたが、第1節で指摘したようにデュヴェルジェの法則もM+1ルールも制度間不均一は分析の射程外である⁸。選挙制度不均一とは、1国内に複数の選挙制度が併存する状態を指し、下位分類として制度内不均一と制度間不均一の2つが考えられる(小川2017)。

まず、制度内不均一とは、1つの選挙制度として扱われる制度枠組みの中に複数の選挙制度が混在している状態である。制度内不均一の第1のパターンは、混合型選挙制度による不均一である。この制度では、多数代表制と比例代表制という2種類の選挙制度が、混合型という1つの制度枠組みのもとで併用されている。制度内不均一の第2のパターンは、選挙区ごとに制度に差異がみられる選挙区間の不均一である。後に紹介する制度間不均一と異なり、制度内不均一に関しては多くの研究の蓄積がみられる。

例えば混合型による制度内不均一については、並立制における連動効果あるいは汚染効果(contamination effect)と呼ばれる視点から分析されてきた(水崎・森1998, Ferrara, Herron and Nishikawa 2005, Cox and Schoppa 2002など)。並立制を構成する2つの選挙制度は、議席換算のルールとしては完全に独立している。しかし、一方の構成要素である選挙制度がもう一方の選挙制度下の政党間競争に影響を与える可能性は考えられる。こうした並立制を構成する制度間で生じる効果を、連動効果あるいは汚染効果と呼ぶ。

また、選挙区間の不均一に関しても、選挙区レベルでのデュヴェルジェの法則やM+1ルールの実証研究の中でその影響が分析されてきた。特にReed(1990)やCox(1997)によるM+1ルールの実証は、選挙区間で定数不均一が生じている日本の旧中選挙区制の観察を基に行われてきた。M+1ルールに従えば、選挙区定数が異なれば競争的な候補者の数も異なり、選挙競争の様相も異なってくる。選挙区間の定数不均一が選挙区ごとに異なる政党間競争をもたらしていることは、M+1ルールの実証研究の中で示されてきたのである。確かにリードやコックスの研究は、制度内不均一のフレームワークで行われたわけではないが、選挙区間の不均一が選挙区間の政党競争パ

ターンの違いを生み出すことを明らかにしている。以上のように、制度内不均一に関しては既に相当数の研究事例があるため、本論文での紹介は割愛する。

一方で、制度間不均一に関する研究の蓄積は相対的に見て希薄である。制度間不均一とは、選挙ごとに選挙制度が異なっている状態である。制度間不均一は議会選挙同士の間にも観察することも、議会選挙と執政府の選挙との間にも観察することもできる。また、制度間不均一には注目する選挙レベルによって、同一レベル内での不均一と異なるレベル間での不均一の2つの可能性が考えられる。同一レベルでの不均一は、例えば国政の第1院と第2院の選挙制度が異なっているときに発生する。一方、異なるレベル間での不均一は、国政レベルの選挙制度と地方レベルの選挙制度が異なっている場合に発生する。

制度間不均一研究には、複数の選挙を視点に取って、選挙や政党および政党システムを捉える枠組みが必要となる。従来の研究でも、分析対象の選挙制度の不均一性を必ずしも問わないまでも、複数の選挙間の関係性を分析した研究には相当の蓄積がある。本論文では、そうした複数の選挙間関係に着目する研究を、マルチプル選挙研究と呼ぶことにする。そこで制度間不均一研究の紹介に先んじて、制度間不均一研究への架け橋としてマルチプル選挙研究を簡単に紹介する。その上で、第3節で扱う日本以外を対象とした制度間不均一の研究例を紹介する。

まず、大統領選挙と議会選挙との関連では、コートテール効果の存在が言及されてきた。Golder(2006)によれば、大統領選挙はその重要性から選挙キャンペーンやメディア報道の中心となる。議会選挙の候補者たちは、組織的、金銭的、そしてメディア露出のアドバンテージを受けるために、自党の大統領選候補者に歩調を合わせて選挙キャンペーンを組織する。有権者の側では、大統領選のキャンペーンにより注意を払い、議会選挙での投票先を決めるためのショートカットとして大統領選候補者の政党を利用する。したがって、大統領選と議会選の日程が近く両選挙のリンクが強いほど、議会選では大統領選で競争的でない政党は不利を被り、議会選での有効政党数は減少すると考えられる。この政党削減効果を、コー

トテール効果 (coattails effect) と呼ぶ。

コートテール効果は、多くの研究が実証的にその存在を明らかにしてきた (Shugart and Carey 1992, Amorim Neto and Cox 1997, Cox 1997)。Golder (2006) は、さらにコートテール効果を詳細に検討し、コートテール効果は大統領選における有効候補者数が増えるにつれて弱まること、大統領選における有効候補者数の増加は、大統領選と議会選が近接していないときでも議会選における有効政党数を増加させることも実証している。また、Hichen and Stoll (2013) では、大統領権限の強さによって、大統領選挙が政党システムに与える影響に違いがあることが示されている。

コートテール効果は、同一レベルの組み合わせに限らず、地方の首長選挙と国会議員選挙の間でも生じる。Jones (1997) はアルゼンチンの分析から、州知事選挙と下院選が同時に行われた場合、下院選の有効政党制が減少することを明らかにしている。州知事選による同様のコートテール効果は、ブラジルでも確認されている (Samuels 2000)。いずれの研究においても、国政レベルの政党システムに対して、地方レベルの首長選挙が影響を与える一方、直観的には影響力のありそうな国政レベルの大統領選の影響は確認されなかった点は興味深い。このように、それらが同一レベルであれ異なるレベルであれ、執政府の選挙が議会選挙における政党システムに無視できない影響を与えていることが明らかにされてきた。

議会選挙同士の関連については、Jeffery and Hough (2003) が地方選挙と国政選挙の政党システムの連関性を明らかにしている。この研究によると、地域的な亀裂が存在しない場合には、地方選挙と国政選挙の結果は似たものとなる。しかし、地域的な亀裂が存在する場合は、地方選挙と国政選挙においてそれぞれ異なるロジックがはたらき、両選挙の結果は類似しなくなる⁹。Park (2003) も地方選挙と国政選挙の連関性に注目し、韓国の分析から地方選挙における政党競争パターンが、国政選挙における政党システムに影響を与えることを明らかにした。

しかし、ここまで紹介してきたマルチプル選挙研究は、選挙制度の組み合わせを扱っていないため、制度間不均一研究ではない。各選挙間の関連は明らかにされていても、それらの選挙制度が

一致しているか否か、すなわち制度間不均一が生じているか否かについては必ずしも検討されていない。制度間不均一研究を行うためには、異なる選挙で採用されている選挙制度の組み合わせに着目する必要がある。以下では、制度の組み合わせに着目した制度間不均一研究をいくつか紹介する¹⁰。

まず、執政府の選挙と議会選挙のペアに着目した研究としては、Evans (2010) によるイスラエルの分析がある。エヴァンスは、地方における多数代表制に基づく市長公選制導入が、比例代表制を採用している地方選挙における国政政党の存在感を低下させたことを明らかにした。イスラエルでは従来、市長は地方議会によって選出されていたが、市長を選挙民に対して応答的にさせると同時に国政政党からの自律性を高めるべく、市長を2回投票制 (Two Round System : TRS) で直接公選する選挙制度改革が行われた。制度間不均一の視点からすれば、市長選 (TRS) と地方議会選 (PR) の間に不均一が生じている状態が形成されたことになる。

エヴァンスによると、市長選と議会選で異なる選挙制度が採用された結果、有権者は選挙ごとに異なる投票行動を示すようになった。具体的には、市長選では候補者の資質に基づき投票し、議会選では自身の所属するセクションの利益を最もよく代表する政党に投票するようになった (Evans 2010 : 401)。その結果、地方議会選挙では特定利益を代表する政党が台頭し、国政政党の存在感は大きく低下した。実際、主要3都市 (Aviv, Jerusalem, Haifa) の2003年選挙の分析からは、3都市の計93議席のうち、国政の主要2政党 (Likud および Labor) が獲得した議席はわずか13に過ぎないことが明らかにされた。エヴァンス自身は制度間不均一を中心的な関心としていないが、エヴァンスの議論は執政府の長と議会選挙間の制度間不均一に注目する重要性を示していると言えるであろう。

本論文が扱う議会選挙同士の制度間不均一に関しては、Lago and Montero (2009) が国政選挙と地方選挙という異なるレベルの制度間不均一を分析している。ラゴらは、選挙制度不均一下の選挙における調整問題 (coordination problem) に着目した。具体的には、国政選挙と地方選挙の

選挙区定数が異なる場合、地方政党は国政選挙に参入するか否かの調整問題に直面することを明らかにした。スペインの選挙データを用いた分析からは、国政選挙と地方選挙の選挙制度の許容性 (permissiveness) に差がある場合、地方政党が単独での国政選挙への参入を見送る確率が高まることが明らかにされた。

また、上院選と下院選の選挙制度の差異に着目したものとしては、Lago and Martinez (2007) がある。この研究では、スペインの上院選と下院選で選挙区定数が異なる選挙区が存在することに着目して、上院選と下院選の制度間不均一の影響を分析している。デュヴェルジェの法則の世界では、上院選と下院選ではそれぞれの選挙制度に対応した政党システムが形成される。したがって、両選挙に関連性はなく、各選挙は相互に独立している。

しかし、両院の選挙が同時に行われる場合、両院の異なる選挙制度による連動効果 (contamination effect) によって、両選挙の政党システムは独立したものではなくなる (Lago and Martinez 2007 : 384)。とりわけ、より多くの政党を許容しうる議会選挙における政党システムは、より少数の政党に得票や議席獲得が制限されるような議会選挙における政党システムに影響を与えうる (Lago and Martinez 2007 : 390)。スペインの選挙結果のデータ分析からは、デュヴェルジェの法則が示唆するような選挙制度の影響を完全に消し去るほど強力ではないにせよ、両院の異なる選挙制度による連動効果の存在が確認された。

最後に選挙制度不均一の国際比較の視点から、政党システムの全国均一化 (nationalization) に着目した研究として西川 (2007) がある。西川は国と地方の選挙制度の一致性を問題にしているため、西川論文における「選挙制度不均一」とは本論文の定義に従うと異なるレベルとの制度間不均一を示していることになる。西川は、地方レベルの選挙制度が与えるインセンティブが、国レベルの選挙制度が与えるインセンティブに影響を与えることを指摘している。すなわち、国と地方の選挙制度に不一致がある場合、地方選挙制度の影響を受けて国レベルでのインセンティブが変容するということである。

西川はインセンティブの変化を反映する従属変

数として、各政党の各選挙区における得票率の標準偏差の平均を用いて、選挙制度不均一が政党システムの全国均一化に与える影響を分析した。15ヶ国50国選挙のデータ分析からは、選挙制度が均一な国では不均一な国と比べて標準偏差の値が小さくなっていることが明らかになった。つまり、選挙制度が不均一な国では、政党の得票の地域的分散が拡大する。以上の分析結果から、西川は国と地方の選挙制度の不一致 (制度間不均一) が、政党システムの全国均一化を阻んでいることを明らかにしている。

第2節 日本における選挙制度不均一研究

日本には1国内で制度間均一選挙区と不均一選挙区が存在するため、両選挙区の比較から制度間不均一の影響を分析できる。本節では、そうした特徴を持つ日本を分析対象とした制度間不均一研究のレビューを行う。第1項では、日本では制度間不均一への問題意識や関心が高かったことを確認した後、2007年に公刊された「選挙制度不均一仮説」に基づく一連の研究をレビューする。第2項では、「選挙制度不均一仮説」以降の研究動向について紹介する。

第1項 「選挙制度不均一仮説」まで

日本では、実証研究の展開に先駆けて制度間不均一に関する問題提起が複数の研究によってなされている。例えば河野 (2002) は、制度間不均一によって「政党が自らの政策を明確に打出し、それに応じて有権者が特定の政党に帰属意識をもつようになる、政党あるいは政党システムの健全な発育」(河野 2002 : 149) が阻害されうることを問題視している。より具体的な事例に則した問題提起として、樋渡 (2007) が2大政党制の確立を意図してSMDPを衆議院議員選挙 (以下、衆院選) に導入したにも拘わらず、制度間不均一の存在故にSMDPが意図した通りに機能していないことを指摘している。樋渡によれば、制度間不均一により、意図したような「候補者数の減少的収斂や候補者公約の政党別凝集、選挙区政党組織の整備、有権者の政党本位投票、政党組織活動の全

国化＝地方浸透がもたらされていない」（樋渡 2007：3）という。この他に、加藤（2003）や谷口（2004）も、日本における制度間不均一存在を指摘しており、制度間不均一に対する関心や問題意識は決して低いものではなかった。

しかし、制度間不均一への一定の関心と問題意識の一方で、制度間不均一の実証研究はあまり蓄積されてこなかった。その中、東京大学社会科学研究所が2007年の『社会科学研究』において組んだ特集「選挙制度改革後の政党政治」の中で、「選挙制度不均一仮説」が提示され同仮説に基づく実証研究が発表された。「選挙制度不均一仮説」とは、端的に言えば「小選挙区の導入により生じた中央・地方の選挙制度の不均一が、政策対抗的2大政党の助長を阻害」（樋渡 2007：11）するというものである。

この仮説が理論上重視しているのが、系列関係である。系列関係とは、地方議員と国会議員の連帯関係のことである。特に特集論文のうち、堀内・名取（2007）、堤・上神（2007）はこの系列関係に基づく理論の構築や実証を行っている。以下ではまず、この「選挙制度不均一仮説」に基づく研究として、堀内・名取（2007）、堤・上神（2007）、前田（2007）の3つを紹介する。

堀内・名取（2007）は、小選挙区制の導入によって期待された2大政党制が成立していない要因として、衆院選と都道府県議会選の選挙区定数の不均一を挙げている。言い換えれば、この論文では都道府県議会選におけるSNTVが、衆院選におけるSMDP下の選挙競争に与える影響を分析している。堀内と名取が目じたのは、系列関係を前提とした国と地方の候補者間関係である。ここで鍵となるのが、SMDPとSNTVが候補者の政策位置に与える影響の違いである。SMDPは政策位置が中央に収斂する求心的な誘因がはたらく制度であるが（Downs 1957）、SNTVは大選挙区制ゆえに遠心的な誘因がはたらく制度である（Cox 1997）。つまり、SMDP下の衆院選候補者は中位投票者の位置に近づこうとする一方で、SNTV下の地方議員は政策軸上に幅広く分散する。したがって、地方議員とSMDP候補者の間には政策不一致が生じる。そして、両者の政策位置の差は、地方議会選の定数が増えるほど拡大すると考えられる（堀内・名取 2007：26）。

両者の政策位置の差を踏まえると、政策軸上の中心から離れている地方議員にとっては、自身との政策位置が異なる衆院選の候補者を支持した場合に、自身が示した政策位置の信憑性が低くなると考えられる（堀内・名取 2007：26）。そして、自身の政策位置の信憑性を損ねるような衆院選の候補者との政策位置の差の拡大は、都道府県議会選を戦う上で不利に働かざるを得ない。そこで、政策軸上の中心から離れている地方議員には、自身と政策位置に近い第3党以降の候補者を擁立する誘因が生まれる。同時に、衆院選に臨む政党にとっても、そうした地方議員に近い政策位置に候補者を擁立する誘因が生まれる（堀内・名取 2007：27）。

そこで堀内らは、「県議選の有効候補者数が多いほど、衆院選における有効候補者数が多くなる」（堀内・名取 2007：29）という仮説を導出した。1996年から2003年までの3度の衆院選データの分析からは、仮説通り衆院選の選挙区における地方議会選挙の有効候補者数が多いほど衆院選の有効候補者数が多くなることが明らかになった。堀内らの研究は、衆院選と都道府県議会選の間に見られる制度間不均一存在により、衆院選SMDPにおける2大候補者への収斂（デュヴェルジェ均衡）が起きていないことを明らかにしている。

堤・上神（2007）は、より政策位置に焦点を当てて制度間不均一の効果を分析している。堤と上神も系列関係を前提として、政策位置に衆院選と都道府県議会選の選挙制度の違い（制度間不均一）が与える影響を明らかにした。この分析の理論モデルとなっているのが上神・清水（2007）である¹¹。上神と清水のモデルによれば、衆院選SMDP候補者が系列議員に集票を依存度しているほど、候補者の政策位置は系列議員の選好に拘束されて中位投票者から離れる。同時に、都道府県議会選で競合する候補者に占める系列議員の割合が低くなるほど、後援組織の政策選好は中位投票者から乖離して、衆院選のSMDP候補者の政策位置も中位投票者の位置から離れていく。

堤と上神は、2003年衆院選候補者の選挙公報の内容分析を行い、まず2大政党である自民党と民主党の党内における政策位置の凝集性が低く、両党の政策的な差別化がなされていないことを明らかにした。次に、自民党候補者の政策位置に分析

からは、概ね上神・清水（2007）の理論モデル通りの結果を得ている。堤と上神の分析は、制度間不均一が生じているために「地方議会選挙における競合のあり方に応じて、衆院選・小選挙区における政策対立は全国均一のものとならない」（堤・上神 2007：46）ことを示している。

制度間不均一がSMDP下の政党間競争や政策位置に与える影響を分析したこれらの研究に対して、前田（2007）は有権者への影響を分析している。前田は、衆院選の有権者の投票判断基準に対して、都道府県議会議員選の選挙区定数が影響していることを示した。したがって、前田の研究も衆院選と都道府県議会選の制度間不均一に着目している。前田が理論上注目した点は、ある制度下での行動が他の制度下での態度や行動にも影響しうる点である。

そこで前田は、「地方選挙と国政選挙での競争パターンが異なることで、（中略）、反実仮想として選挙制度が一致している場合と比べると、人々が政治的判断を下す際の政党さらに政策の重要性が低下する」（前田 2007：69）という作業仮説を立て、1996年の衆院選世論調査データ（JES II）を用いて分析を行った。分析からは、仮説通り都道府県議会議員選挙の選挙区定数が大きくなるほど、有権者の政党志向投票を減少させて「一概に言えない」志向を増加させることが明らかにされた。前田の分析は、集計レベルの理論と実証を扱っているその他の論文とは一線を画するものであり、制度間不均一の影響が有権者レベルでも確認できることを示唆している。

第2項 「選挙制度不均一仮説」以降

これらの「選挙制度不均一仮説」による研究群以降では、政党組織や選挙戦略に着目した研究が行われるようになった。建林（2012）は、「マルチレベルの政治制度ミックス」という概念を用いて、国政レベルの政党システム、都道府県レベルの選挙制度及び執政制度を視野に収めた分析を行っている。建林は「日本における異なるレベルの選挙制度と執政制度のミックスが、地方政府レベルの政治家にとって、国政レベルの政党組織に積極的に所属し、その規律に服そうとするインセンティブを弱める」（建林 2012：71）という仮説を提示した。

都道府県議会議員へのサーベイ調査の分析からは、具体的には次の2点が明らかにされた。第1に、選挙区定数が大きくなるほど、都道府県議会議員の所属政党へ依存度は低くなる。第2に、都道府県議会選の小選挙区では、国政政党のラベルではなく知事派か否かが選挙戦で有効なラベルとなりうるために、小選挙区選出の都道府県議会議員の国政政党ラベルへの依存度は低くなる（建林 2012：72）。以上の知見から、建林は「日本のマルチレベル制度に、国政政党ラベルの効率的な機能を妨げるような、何らかのミスマッチが存在している」（建林 2012：89）と結論づけている。建林は選挙制度に留まらない「マルチレベルの政治制度ミックス」を扱っているが、制度間不均一が存在が、都道府県議会議員にとっての国政政党の重要度および国政政党からの自律性に影響を与えることを示す研究であると言える。

砂原（2017）は、SMDPの導入により期待された2党制の制度化を阻む要因の1つとして、地方選挙におけるSNTVの存在を挙げている¹²。砂原によれば、地方選挙におけるSNTVの存在によって、大きな困難に直面するのは民主党である。自民党に対抗するために、民主党は利益誘導的プログラムではなく、普遍的プログラムを志向する。しかしながら、地方選挙における選挙区定数が大きな選挙区では、様々な政党や候補者の参入が容易であり、有権者の個別的利害に対応する必要性から、普遍的プログラムによって地方選挙での支持を拡大することは困難である。一方で、支持を拡大するために個別的利益を尊重すれば、普遍的プログラムによる党内の統合は困難となるというジレンマを民主党は抱えることになる（砂原 2017：27-28, 170-171）。

候補者擁立に関するデータ分析（砂原 2017：第4章）からも、民主党が地方選挙のSNTVにおいて困難に直面していることが伺える。民主党は社会党とは異なり、地方1人区においても積極的な候補者の擁立を行っている。しかし、本来民主党が広い支持を獲得しうると期待される都市部の選挙区定数が大きい選挙区では、十分な候補者擁立が行えていない。砂原によれば、その原因は「規模の大きい選挙区には、より多様な政治勢力の参入が許容されること」（砂原 2017：88）である。制度間不均一の視点から砂原の研究を見るな

らば、衆院選と地方議会選挙の制度間不均一によって民主党が様々な困難に直面するために、自民党と民主党による2党制の制度化が進まなかったといえるであろう。

ここまで紹介した研究では、主として衆院選と都道府県議会選の制度間不均一に焦点が当てられてきたが、名取（2013、2016）は衆院選と参議院議員選挙（以下、参院選）の制度間不均一にも焦点を当てた分析を行っている。まず名取（2013）では、制度間不均一が自民党と民主党の得票構造に与える影響を明らかにした。名取によれば、参院選と都道府県議会選の定数が大きい場合、それらの選挙では小政党や無所属候補に票が流れ有権者の票は分散して集約すべき票数は増加する。その結果、衆院選に候補者を擁立する大政党は、政党地方組織を拡大および強化することが難しくなる。

特に民主党の場合は、並立制導入以前から存在していて強固な地方組織をもつ自民党に比べて、政党組織が弱い。それゆえ、分散している票の集約の成否は不安定になり、民主党の衆院選における得票構造は不安定になる。衆院選データを用いた分析からは、参院選と都道府県議会選の選挙区定数が大きいほど、民主党の得票構造が不安定になっていることが明らかになった。名取は「安定的に選挙を戦うためには、安定した地方組織が必要」とした上で、制度間不均一が「そうした組織の拡大・強化を阻害」していることを示唆している（名取 2013：76）。

次に、名取（2016）では、中選挙区制が採用されていた時期の衆院選と参院選間の不均一を検討し、それが参院選における自民党と社会党の得票に与える影響を分析している。市町村レベルの選挙結果データの分析からは、衆院選における多党化が、両党の参院選選挙区の得票にはプラスに働く傍ら、参院選全国区と比例区の得票にはマイナスに働くことが明らかにされた（名取 2016：26）。名取（2013）では、制度間不均一が並立制導入後の不安定な政党システムに影響を与えていることが示されていたが、名取（2016）では制度間不均一が55年体制下の政党システムを不安定化させていたことが明らかにされた。

最後に、選挙制度不均一と政党システムおよび政党組織の関係を包括的に検討した研究として上

神（2013）を紹介する。上神はまず、従来は明確な概念化がなされていなかった「選挙制度不均一」について、「垂直的な不均一性」と「水平的な不均一性」という2つの概念を提示した。「垂直的な不均一性」とは、異なる選挙レベルの選挙制度間で生じる。具体的には、選挙区定数の視点からは衆院選 SMDP と地方議会選 SNTV、地理的範囲の視点からは議会選と自民党総裁選の間に不均一が生じている。「水平的な不均一性」とは、衆院選と参院選の間の不均一など、本論文でいう同一レベルでの不均一に関わるものである。

上神はこのうち「垂直的な不均一性」に着目して、それがアクターにそれぞれ異なる影響を与えていると主張している。こうした「垂直的な不均一性」は、国会議員と地方議員、総裁と国会議員の選好を異なるものとする。上神は事例研究や選挙公約の分析から、「垂直的な不均一性」が主として自民党の政党組織の強化と政策的凝集を妨げていることを明らかにした。上神の研究は、選挙制度不均一概念の整理を初めて行ったと同時に、選挙区範囲の不均一にまで観察範囲を拡大して政党組織への影響を詳細に分析した点で、選挙制度不均一の重要な先行研究であると言える。

第3節 日本における制度間不均一研究の特徴と今後の方向性

本節では、前節で概観した日本における制度間不均一研究について検討し、今後の研究の発展可能性及び方向性を議論する。第1項では、日本の制度間不均一研究の特徴を考察する。第2項では、日本の制度間不均一研究の問題点について議論する。第3項では、第1項および第2項での議論を踏まえて、今後の制度間不均一研究の発展可能性及び方向性を議論する。

第1項 日本における制度間不均一研究の特徴

第2節で紹介した日本の制度間不均一研究の特徴は、次の3点にあると考えられる。第1に、理論枠組みにおける特徴として、国会議員と地方議員の系列関係を重視している点が挙げられる。特に「選挙制度不均一仮説」による一連の研究の理

論モデルは、衆院議員（候補者）と地方議員（特に都道府県議会議員）の系列関係を前提としている。堀内・名取（2007）においても堤・上神（2007）においても、制度間不均一が政党システムに影響を与える際に重要な役割を果たしているのは系列関係である。また、「選挙制度不均一仮説」以降の研究でも、建林（2012）や上神（2013）、砂原（2017）などは国会議員と地方議員の関係性に着目した議論を展開している。

第2に、第1の特徴と関連するが、衆院選と地方議会選（主に都道府県議会選）の制度間不均一に着目した研究が多い点が挙げられる。とりわけ「選挙制度不均一仮説」による研究（堀内・名取2007、堤・上神2007、前田2007）および砂原（2017）では、衆院選へのSMDPの導入が2大政党制をもたらさなかった原因として、衆院選と地方議会選の制度間不均一を挙げている。したがって、各研究の中心的な主張及び研究関心からして、衆院選と地方議会選の制度間不均一に着目する傾向が強くなると考えられる。一方で、参院選との間に生じている制度間不均一への関心は低く、本論文で紹介した研究では名取（2013、2016）による実証分析が存在する程度である。

第3に、政党や政治家の視点から制度間不均一を議論する研究が多い点が挙げられる。日本の制度間不均一研究では、複数の選挙制度に直面する政党や、それぞれの選挙制度の影響を受けて行動する政治家の行動を議論する傾向が強い。それゆえ、制度間不均一下の政党や政治家のインセンティブを扱う傾向にある。同時に、分析に用いられるデータも政党や政治家の行動の帰結が現われる選挙結果データや、議員調査データが主となる。日本の制度間不均一研究において、制度間不均一が有権者に与える影響を議論し、世論調査データを用いて有権者レベルの観察から分析を行った研究は前田（2007）を数えるのみである。したがって、日本の制度間不均一研究は政党や政治家の視点から理論化される傾向が相当に強いと言えるであろう¹³。

第2項 日本における制度間不均一研究の問題点

第3節で見たように、日本の制度間不均一研究には相応の蓄積があり、様々な知見が得られ始めている。特に多くの研究が関心を払っている衆院

選と地方議会選との制度間不均一や、制度間不均一下の政党や政治家のインセンティブについては既に多くの知見が得られていると言えよう。しかし、日本の制度間不均一の実証研究は「選挙制度不均一仮説」が発表された2007年以降に本格化したのであり、制度間不均一自体は比較的新しい研究テーマである。したがって、日本の制度間不均一には未だ議論されていない点など、いくつかの問題点が残されている。そこで本項では、先行研究の問題点を大きく分けて4点提示する。

第1の問題点は、選挙制度不均一¹⁴概念の非体系性である。選挙制度不均一に着目した研究は、それぞれが任意の選挙制度のずれに着目している。それゆえ、それぞれ異なる現象を選挙制度不均一と見なしており、着眼点は様々である。選挙制度不均一を分析するには、どのような現象が選挙制度不均一として定義できるかを整理する必要がある。そのためには、選挙制度がどのような形で不均一になりうるのかを明確にしておく必要がある。各研究が異なる選挙制度不均一を想定しているのは、問題の所在が不明確になり、各研究の成果や含意を位置づけることが困難になる。同時に、理論的にも実証的にも体系化された知見が蓄積されなくなるおそれがある。したがって、選挙制度不均一とは何を指している、どのようなパターンがあり得るのかを明確にする必要がある。

第2の問題点は、制度間不均一研究における実証に関わる問題点として、不均一状態と均一状態を比較していない点である。この点は、不均一状態が、均一状態と比べてどのような違いをもたらすかを明らかに出来ない点で問題である。特に制度間不均一を、選挙区定数やその差分などの連続変数として操作化すると、不均一状態と均一状態の差を知ることは困難になる。したがって、西川（2007）のように不均一と均一の2つのカテゴリーに分けて、その差を分析する必要がある。そのためには、第1の問題点として挙げたように、選挙制度不均一概念を明確にしておくことが必要となる。

第3の問題点は、有権者の視点を欠いている点である。前述の通り、有権者への影響を分析した制度間不均一研究は前田（2007）のみである。第1項で議論したように、多くの研究は制度間不均一により異なる選挙制度に接し、異なる誘因を与

えられる政党や政治家の行動を理論化している。しかし、理論的には、有権者も政党や政治家と同じく異なる選挙制度に接し、異なる誘因を与えられている。

デュヴェルジェの法則において、有権者の戦略投票が理論上重要な位置を占めていたことから明らかのように、選挙制度と政党システムの間を考えると、有権者の視点を欠くことはできない。有権者は政党システムを形成する重要なアクターである。とりわけ、最も基本的かつ重要な政党システムと有権者の関わりとして「有権者が特定の政党に帰属意識をもつようになる、政党あるいは政党システムの健全な発育」(河野 2002: 149)という視点を重視するならば、有権者に対する制度間不均一の効果を見落とすことは出来ないのであろう。したがって、政党および政治家の視点から理論化と実証を行うだけでなく、有権者の視点からも理論化を行い、個人レベルデータを活用した実証を試みる必要がある。

第4の問題点は、国会議員と地方議員の系列関係を強調している点である。これは、以下の3つの点で問題である。1点目として、日本型の系列関係を前提に置くと、日本における制度間不均一の影響はその系列関係に裏付けされたものになってしまう。特に並立制導入後の文脈で、SMDP下の衆院議員とSNTV下の地方議会議員という構図で制度間不均一を捉えると、日本の事例に特化した制度間不均一の分析になってしまう可能性がある。日本政治分析としては、それでも差し障りはない。しかし、選挙制度不均一を日本固有の現象ではなく、より一般的な現象として捉えるならば、より一般的な分析枠組みのもとで研究を行う必要がある。

2点目として、衆院議員と地方議員の系列関係を強調すると上院の影響の軽視に繋がりがかねない。特に日本の実証分析では、名取(2013, 2016)が参院選の影響を考慮に入れている他は、参院選の影響への関心は薄い。これは日本の制度間不均一研究が、衆院議員と地方議員の系列関係を前提として、異なるレベルの不均一に焦点を当てているためだと考えられる。制度間不均一は、上院と下院という同一レベルの議会選挙の組み合わせでも発生するのであって、それを見落とすことには大きな問題があるだろう。

3点目として、系列関係の強調は、第3の問題点で挙げた有権者の視点を欠落させやすくする。系列関係は、異なるレベルの議員同士の関係である。地方議員の視点からすれば、国政選挙の候補者を支持するか否かが問題となる。国会議員の視点からすれば、どれだけ選挙戦に地方議員やその支持者を動員できるかが重要となる。これらは系列関係の一側面に過ぎないかもしれないが、いずれも選挙戦に望む政党あるいは候補者に関わる問題である。したがって、系列関係を軸とした理論を構築した場合、それは政党や候補者の論理を強調し、結果として有権者の視点は欠落しやすくなる。

第3項 今後の方向性

本項では、今後の制度間不均一研究の方向性について議論する。日本の制度間不均一研究の方向性として重要な点は、制度間不均一の分析に適していると考えられる日本の特徴を活用した上で、制度間不均一が世界的にも一般的な現象であるという理解から、いかに国際比較が可能な分析枠組みを構築するかという点である。以下ではこの点に関して、前項で挙げた問題点も踏まえた上で概念、理論、実証の3つの面から今後の方向性を検討する。

第1に、概念面では選挙制度不均一概念の定義を明確にし、どのような形で不均一が生じうるのかという実態を明らかにする必要がある。例えば上神(2013)のように、「水平的な不均一性」と「垂直的な不均一性」に整理することも、本論文のように「制度内不均一」と「制度間不均一」に整理することもできる。日本を事例にした場合には、第3節で紹介した先行研究のように衆院選のSMDPとそれ以外の議会選でのSNTVを対比させることになる。しかし、世界に存在する制度間不均一は常にSMDPとSNTVの差として観察されるわけではない。どのような定義を行うにせよ、世界の不均一事例も包摂できるような選挙制度不均一概念の定義を行い、その中に日本を事例とした研究を位置づけることが必要であらう。

第2に、理論面では以下の2つの方向性が考えられる。1点目として、制度間不均一の下で、異なる制度的インセンティブに直面する政治的アクターの視点により重点を置いて分析を行う方向性

が考えられる。日本以外の制度間不均一を扱う研究 (Lago and Montero 2009, Lago and Martinez 2007, 西川 2007) では、制度間不均一の下で政治的アクターが異なる制度的インセンティブに直面することに着目した分析を行っている。制度的インセンティブに着目することで、必ずしも日本の文脈や前提としての系列関係に依存しない分析枠組みが構築でき、日本の分析から得られた知見を国際比較研究へと発展させる可能性がより拓かれるであろう。また、政党や政治家だけでなく有権者も分析の射程に収めやすくなり、日本の分析としても衆院選と地方議会選に限定されない分析を行うこともできる。

2点目として、有権者の視点を取り入れた理論の構築と、実証分析を進める方向性が考えられる。前述の通り、政党システムを形成するアクターとして有権者は欠かせない存在である。有権者の政党認知や政党支持、投票行動など、有権者と政党システムを関連づけるような様々な側面に対して、制度間不均一はどのような影響を与えているのか。こうしたテーマを個人レベルの世論調査データなどを活用した分析を通して研究していくことで、制度間不均一と政党システムの間をより多角的に理解できるようになると考えられる。

第3に、実証面においては、制度間不均一選挙区と均一選挙区を比較する分析デザインを採用する試みが考えられる。日本の選挙制度不均一の特徴は、制度間不均一と制度内不均一の両方が発生しており、制度内不均一が生じている選挙制度の中で一部分が別のレベルの選挙制度と一致している点である (小川 2017)。こうした特徴ゆえに、日本を対象とした分析では均一選挙区と不均一選挙区の比較が可能である。日本を分析対象とする強みの1つは、均一選挙区と不均一選挙区の比較から不均一の影響を分析できる点であり、この点において日本の分析を通して制度間不均一研究に貢献しうる余地が大いにあるものと考えられる。

おわりに

本論文では、選挙制度と政党システム研究について、その理論的な起点とも言える「デュヴェル

ジェの法則」から、近年注目され始めた選挙制度不均一、特に制度間不均一と政党システムの間を分析した研究までのレビューを行った (第1節)。特に本論文では、制度間不均一を分析する上での利点を持つと考えられる日本を対象とした、制度間不均一研究を重点的に紹介した (第2節)。その上で、日本の制度間不均一研究の特徴と問題点を考察し、今後の方向性について議論した (第3節)。

日本を対象とした制度間不均一研究は、制度間不均一の様々な影響を均一選挙区と不均一選挙区の比較から明らかにできる可能性を有している。国際比較分析に応用できるような分析の枠組みを日本の分析を通して構築することで、制度間不均一研究の発展に大きく貢献できると考えられる。そのための研究の方向性の一例を、本論文では概念、理論、実証それぞれの側面について検討した。

また、選挙制度が政治過程の様々な側面に影響を与えることは既に広く知られている。したがって、そうした選挙制度が政治過程に与える影響の議論に、制度間不均一の視点を導入して新たな知見を獲得することも可能である。本論文では、選挙制度の影響が最も盛んに議論されてきたと考えられる政党システムに焦点を絞ったが、制度間不均一と様々な政治過程の関係性を議論することも十分可能である。

選挙制度不均一あるいは制度間不均一は、様々な国や対象に適用範囲を拡大できる概念である。同時に、日本は制度間不均一分析に適したケースである。以上のことから、国際比較やさらなる分析範囲の拡大に耐えうるような分析枠組みが日本の分析を通して形成され、制度間不均一による政治分析の道を拓かれることが期待される。

注

1 日本語論文における「選挙制度不均一」という表記は、本論文でいう「制度間不均一」と同義である。本論文では第1節第2項で述べるように、選挙制度不均一には「制度内不均一」と「制度間不均一」の2類型が存在するという立場を取る。そのため、本論文では選挙ごとの制度の不一致は「制度間不均一」として表現し、「選挙制度不均一」と表記した場合には「制度内不均一」と「制度間不均一」の双方を含むものとする。

2 比例代表制の最大剰余法の1つである、「ドループ式」

の開発者として知られる、イギリスの数学者。

- 3 デュヴェルジェの法則に対する初期の批判的検討としては、Leys (1959) や Wildavsky (1959) を参照。
- 4 有効政党数 (Effective Number of Parties) とは、各党の得票率の2乗の総和の逆数として計算される。算出された数をもとに、「M 党制」と直観的に政党間の勢力関係を把握できる点が強みである。LT 指標とも呼ばれる。その他の政党システムの指標としては、Rae (1968) の断片化指数、モリナー指数 (Molinar 1991) などがある。
- 5 $M+1$ ルールの発見に先立ち、定数の重要性自体は指摘されていた。すでに Rae (1967) や Taagepera and Shugart (1989) は、選挙区定数を重要な要素であると指摘していた。
- 6 比例代表制でも戦略投票が生じること自体は、Rae (1967) や Riker (1982) でも言及されていた。
- 7 Cox (1997) における $M+1$ ルールが理論上の存在可能な競争的な候補者数の上限を示していることには留意する必要がある。また、コックスは有権者が短期的に制度合理的であることなど、 $M+1$ ルールが成立する条件も明らかにしている。
- 8 ただし、Lago and Martinez (2007) が指摘するように、コックスは制度間不均一のような現象の存在を軽視していたわけではなく、両院の選挙制度の関連に言及した箇所もある (Cox 1997: 21)。
- 9 また、欧州各国における国政選挙と地方選挙の関連を、政党システムを含めた多様な視点から研究したものとして Dandoy and Schakle eds. (2013) がある。
- 10 隣接分野とも言える政党組織の研究では、Deschouwer (2006) が中央と地方の選挙制度の相違 (制度間不均一) の影響を論じている。中央と地方といったマルチレベルの政党組織の研究については、待鳥 (2015) pp.102-104を参照。
- 11 上神・清水 (2007) も公刊年は2007年であるが、ここで着目している東京大学社会科学研究所の特集「選挙制度改革後の政党政治」に収められた論文ではない。
- 12 この意味で、砂原 (2017) の選挙制度不均一に関する基本的な視座は前出の「選挙制度不均一仮説」と類似している。ただし、砂原は2党制の制度化を阻むもう1つの重要な要因として、地方分権改革の進展による権限を強めた知事や市長の存在を指摘している。
- 13 ただし、こうした傾向は日本の制度間不均一研究に限ったものではない。第2節で紹介した研究 (Evans 2010, Lago and Montero 2009, Lago and Martinez 2007) も制度間不均一下の政党や政治家のインセンティブを理論化し、集計データによる分析を行っている。
- 14 ここでは、先行研究における「選挙制度不均一」という表現に対応させるために、「制度間不均一」ではなく「選挙制度不均一」という表現を用いている。

参考文献

〈日本語文献 (五十音順)〉

- 上神貴佳・清水大昌. 2007. 「不均一な選挙制度における空間競争モデル」『レヴァイアサン』40, 255-272.
- 上神貴佳. 2013. 「政党政治と不均一な選挙制度—国政・地方自治・党首選出過程」東京大学出版会.
- 小川寛貴. 2017. 「選挙制度不均一の諸相—定義と実態—」『早稲田政治公法研究』113, 1-16.
- 加藤秀治郎. 2003. 『日本の選挙—何を变えれば政治が変わるのか』中央公論新社.
- 河野勝. 2002. 『制度』東京大学出版会.
- 砂原庸介. 2017. 『分裂と統合の日本政治—統治機構改革と政党システムの変容』千倉書房.
- 建林正彦. 2012. 「マルチレベルの政治制度ミックスと政党組織」『レヴァイアサン』51, 64-92.
- 谷口将紀. 2004. 『現代日本の選挙政治—選挙制度改革を検証する』東京大学出版会.
- 堤英敬・上神貴佳. 2007. 「2003年総選挙における候補者レベル公約と政党の利益集約機能」『社会科学研究』58 (5.6) 33-48.
- 名取良太. 2013. 「異なるレベルの選挙制度が阻害する日本政治の変化」『公共選択』60, 64-78.
- 名取良太. 2016. 「55年体制と参議院選挙」『情報研究』44, 15-29.
- 西川美砂. 2007. 「国際データによる選挙制度不均一仮説の検証」『社会科学研究』58(5.6), 85-105.
- 樋渡展洋. 2007. 「序文・選挙制度改革後の政党政治変化と選挙制度不均一仮説」『社会科学研究』58(5.6), 1-19.
- 堀内勇作・名取良太. 2007. 「二大政党制の実現を阻害する地方レベルの選挙制度」『社会科学研究』58(5.6), 21-32.
- 前田幸男. 2007. 「選挙制度の非一貫性と投票判断基準」『社会科学研究』58(5.6), 67-83.
- 待鳥聡史. 2015. 『政党システムと政党組織』東京大学出版会.
- 水崎節文・森裕城. 1998. 「得票データからみた並立制のメカニズム」『選挙研究』13, 50-59.

〈英語文献 (アルファベット順)〉

- Amorim Neto, Octavio and Gary W. Cox. 1997. "Electoral Institutions, Cleavage Structures, and the Number of Parties." *American Journal of Political Science* 41(1), 149-174.
- Bagehot, Walter. 1867. *The English Constitution*. London: Chapman and Hall.
- Cox, Gary W. 1994. "Strategic Voting Equilibria under the Single Non-transferable Vote." *American Political Science Review* 88(3), 608-621.
- Cox, Gary W. 1997. *Making Votes Count: Strategic Coordination in the World's Electoral Systems*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Cox, Karen E. and Leonard J. Schoppa. 2002. "Interaction Effects in Mixed-Member Electoral Systems: Theory and Evidence From Germany, Japan, and Italy." *Comparative Political Studies* 35(9), 1027-1053.
- Dandoy, Régis and Arjan H. Schakel (eds.). 2013. *Regional and National Elections in Western Europe. Territoriality of the Vote in Thirteen Countries*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Deschouwer, Kris. 2006. "Political Parties as Multi-level Organizations." in Richard Katz and William Crotty (eds.), *Handbook of Party Politics*, Sage Publications, 291-300.
- Downs, Anthony. 1957. *An Economic Theory of Democracy*. New York: Harper and Row. (古田精司監訳. 1980. 『民主主義の経済理論』成文堂)
- Duverger, Maurice. 1954. *Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern State*. New York: Wiley. (岡野加穂留訳. 1970. 『政党社会学—現代政党の組織と活動』潮出版社)
- Duverger, Maurice. 1986. "Duverger's Law: Forty Years Later." in Grofman, Bernard and Arend Lijphart (eds.) *Electoral Laws and Their Political Consequences*. New York: Agathon Press, 69-84.
- Evans, Matt. 2010. "Electoral Reform and Political Pluralism in Local Government." *Party Politics* 16(3), 394-413.
- Ferrara, Federico, Erik Herron and Nishikawa Misa. 2005. *Mixed Electoral Systems: Contamination and Its Consequences*. New York: Palgrave Macmillan.
- Friedrich, Carl J. 1937. *Constitutional Government and Politics: Nature and Development*. New York: Harper & Bros.
- Golder, Matt. 2006. "Presidential Coattails and Legislative Fragmentation." *American Journal of Political Science* 50(1), 34-48.
- Grumm, John G. 1958. "Theories of Electoral Systems." *Midwest Journal of Political Science* 2(4), 357-376.
- Hicken, Allen and Heather Stoll. 2013. "Are All Presidents Created Equal? Presidential Powers and the Shadow of Presidential Elections." *Comparative Political Studies* 46(3), 291-319.
- Jeffery, Charlie and Dan Hough. 2003. "Regional Elections in Multi-Level Systems." *European Urban and Regional Studies* 10(3), 199-212.
- Jones, Mark P. 1997. "Federalism and the Number of Parties in Argentine Congressional Elections." *The Journal of Politics* 59(2), 538-549.
- Kendall, M. G. and A. Stuart. 1950. "The Law of the Cubic Proportion in Election Results" *British Journal of Sociology* 3, 183-197.
- Laakso, Markku and Rein Taagepera. 1979. "Effective Number of Parties: A measure with Application to West Europe." *Comparative Political Studies* 12(1), 3-27.
- Lago, Ignacio and Ferran Martínez. 2007. "The Importance of Electoral Rules: Comparing the Number of Parties in Spain's Lower and Upper Houses." *Electoral Studies* 26(2), 381-391.
- Lago, Ignacio and Jose Ramon Montero. 2009. "Coordination between Electoral Arenas in Multilevel Countries." *European Journal of Political Research* 48(2), 176-203.
- Leys, Colin. 1959. "Models, Theories, and the Theory of Political Parties." *Political Studies* 7(2), 127-146.
- Mill, John Stuart. 1865. *Considerations on Representative Government (3rd ed.)*. London: Longman, Green, Longman, Roberts and Green.
- Molinar, Juan. 1991. "Counting the Number of Parties: An Alternative Index." *American Political Science Review* 85(4), 1383-1391.
- Park, Myoung-ho. 2003. "Sub-National Sources of Multi-partism in Parliamentary Elections: Evidence from Korea." *Party Politics* 9(4), 503-522.
- Rae, Douglas W. 1967. *The Political Consequences of Electoral Laws*. New Haven: Yale University Press.
- Rae, Douglas W. 1968. "A Note on the Fractionalization of Some European Party Systems." *Comparative Political Studies* 1(3), 413-418.
- Reed, Steven R. 1990. "Structure and Behavior: Extending Duverger's Law to the Japanese Case." *British Journal of Political Science* 20(3), 335-356.
- Riker, William H. 1982. "The Two-Party System and Duverger's Law: An Essay on the History of Political Science." *American Political Science Review* 76(4), 753-766.
- Sartori, Giovanni. 1986. "The Influence of Electoral Systems: Faulty Laws or Faulty Method?" in Grofman, Bernard and Arend Lijphart (eds.) *Electoral Laws and Their Political Consequences*, New York: Agathon Press, 43-68.
- Samuels, David J. 2000. "The Gubernatorial Coattails Effect: Federalism and Congressional Elections in Brazil." *The Journal of Politics* 62(1), 240-253.
- Schattschneider, Elmer Eric. 1942. *Party Government*. New York: Holt Rinehart and Winston.
- Shugart, Matthew Soberg and John M. Carey. 1992. *Presidents and Assemblies: Constitutional Design and Electoral Dynamics*. New York: Cambridge University
- Taagepera, Rein and Matthew Soberg Shugart. 1989. *Seats and Votes*. New Haven: Yale University Press.
- Taagepera, Rein, and Matthew Soberg Shugart. 1993. "Predicting the Number of Parties: A Quantitative Model of Duverger's Mechanical Effect." *American Political Science Review* 87(2), 455-464.

Wildavsky, Aaron B. 1959. "A Methodological Critique of Duverger's Political Parties." *The Journal of Politics* 21(2), 303-318.

小川 寛貴 (おがわ ひろき)

所 属 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会 日本政治学会, 日本選挙学会, 公共選択学会

研究分野 選挙研究